兵庫地方最低賃金審議会

第４回兵庫県鉄鋼業最低賃金専門部会

議事録

令和８年９月 29 日（火） 15 時 00 分～16 時 26 分	
兵庫労働局　第３共用会議室	
公益委員	坂本委員、高階委員、三上委員
労働者委員	圓行委員、藤田委員、村上委員
使用者委員	井上委員、篠田委員、吉川委員
事務局	丸山労働基準部長、安積賃金室長、下風賃金指導官、 神藤労働基準監督官、村田労働基準監督官
（１）兵庫県鉄鋼業最低賃金に係る改正決定の審議について （２）その他	
議　事　内　容	

○下風賃金指導官

ただ今から、第４回兵庫県鉄鋼業最低賃金専門部会を開会いたします。

本日は、出席予定の坂本委員が少し遅れていますが、最低賃金審議会令第６条第６項の規定による定足数は充足しておりますことを御報告いたします。

本日の審議は議事を公開することとしておりましたが、傍聴希望の申し出はありませんでしたので御報告いたします。

では、この後の進行につきましては、部会長にお願いいたします。

○三上部会長

それでは、議題（１）の「兵庫県鉄鋼業最低賃金に係る改正決定の審議について」として、前回に引き続き金額についての審議となります。

（坂本委員途中出席）

○三上部会長

前回の労使それぞれの主張として、労働者側は、「前回はプラス 59 円、時間額 1,239

円を提示したが、公益委員からの金額歩み寄りの要請を受け、鉄鋼業界や中小企業の状況等を勘案して再検討した結果、連合兵庫の春闘300人未満の賃上げ率4.81%を考慮し、プラス57円の時間額1,237円を再提示する。」とのことでした。

一方、使用者側は、「最低賃金の影響を強く受ける中小零細企業の賃金支払い能力の実態を確認する必要がある。また、自主的な賃上げと最賃の引上げは同一ではなく、最賃の引上げは企業の経営状況等に関わらず一律に適用されるため、賃上げを行った企業の結果だけで判断することは適切ではない。こうした観点から、商工会議所の中小企業賃上げ・賃金改定調査における労働者 20 人以下の企業の１年間の賃金改定率3.52%を重視し、プラス42円、時間額1,222円を再提示する。」とのことでした。

その後、公労会議、公使会議を行いましたが、結論は出ず、次回持ち越しとなり、本日を迎えています。

以上の内容でよろしいでしょうか。

○労使委員

はい。

○三上部会長

それでは、引き続き金額審議を進めていくことといたしますが、最初に労使それぞれでの打ち合わせの時間は必要でしょうか。

○労使委員

お願いします。

○三上部会長

では、15分程度でお願いします。

（労使それぞれ、別室で意見調整）

○三上部会長

それでは、審議を再開します。

労使それぞれ打ち合わせていただき、その主張をこの場で御発言いただくところですが、使用者側からの御要望がありまして、公益側が労使個別にその御主張をお聞きしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○労使委員

異議なし。

○三上部会長

それでは、ここからは、公益側委員が労使委員それぞれからお話をお聞きすることとしたいと思います。

では、まず公益側と労働者側とでお話しをさせていただき、その後、使用者側とお話しさせていただきます。

別室へお願いします。

（別室にて公労協議、その後公使協議、労使協議）

○三上部会長

審議を再開します。

これまで、公労、公使、労使で議論してまいりました。

結論としては、労使それぞれ決着の努力をしていただきましたが、合意には至っていません。

経緯を御説明しますと、労使双方から立場の違い、認識の違いがありこれ以上話し合っても金額の違いを埋めることは出来ないということで、公益委員見解を示してほしいとのお話がありました。

それを受けて公益委員見解を示すことになりました。

これまで議論をしていただきまして、金額の差がかなり縮まってきました。労働者側は当初の主張からかなり御努力をしていただきまして、プラス 53 円を内々に御提示していただきました。

一方、使用者側も連合兵庫のデータを踏まえながら 48 円を御提示していただきました。

その差は５円ですが、その差を詰めることは立場の違い、認識の違いから出来ないということで、労使双方から公益委員案を示してほしいという要請がありました。

労使それぞれからお聞きした業界の実情、鉄鋼業で働く人々の生活改善の必要性は理解できるところでございます。

使用者側が主張する経営状況の厳しさ、中小企業の皆さんの賃金の支払い能力や負担の大きさもあろうかと思います。

一方で労働者側が主張する生活改善の必要性は物価の上昇もあり重要な解決を図るべき事項であると思いますし、業界として地賃に対する優位性も維持していかなければならないというのも、人材確保の面から考えても理由のあることだと思います。

これら双方の事情、根拠を考えながら公益として考えまして、51 円引上げ、時間額 1,231 円を公益委員案として提示させていただきたいと思います。

これは、引き上げた場合の影響率を見ても使用者側が内々でお示しのあった 48 円から 51 円までは差がありません。

ということで、そのレンジの最高額を採らせていただき 51 円としました。

この 51 円で三者合意が出来ればと希望するところではあります。

この公益委員案に対し、労使それぞれのお考えをお聞きしたいと思います。

それでは、使用者側からお願いします。

○篠田委員

御提示ありがとうございます。

使用者側の考えを述べさせていただきます。

結論から申し上げますと、公益委員案のプラス 51 円、時間額 1,231 円に賛成いたします。

これまで一貫して申し上げてきましたとおり、規模の小さい中小零細企業は賃金引き上げによる固定費の増加が経営に直接大きな影響を及ぼすものと認識しております。

このため、48 円引上げ 1,228 円を主張して参りましたが、ここから更に３円を上積みすることについては決して負担の小さいものではなく、相当に高いハードルであると考えております。

しかしながら、公益委員からの要請であるということを重く受け止め、改めて検討を行いました。影響率については、３円上積みしても部会長のお話にありましたとおり、試算上ではございますが変化がないというデータが出ております。

この影響率が変わらないということは、個々の中小零細企業に追加的な負担が生じないと考えております。

今回の部会長からの公益委員案の御提案、それから労使の隔たりを何とかして埋めたいという思いや物価上昇の県民に対する影響などを総合的に判断しまして、使用者側として最大限の歩み寄りをいたすことを決断しました。

以上を持ちまして、御提案いただきましたプラス 51 円、時間額 1,231 円というのは中小零細企業の経営、雇用及び事業継続を考慮したうえで使用者側として受けいれることが出来る極限の水準と判断いたしました。

なお、これは金額審議とは別ですが、今回の審議におきまして兵庫県内の例えば労働組合のない中小零細企業を含めた製造業の賃金の改定状況がどうなっているのかは、なかなか把握しづらく我々使用者側にとってですが、金額判断にあたって大きな課題になったということを認識しております。来年度以降はどうなるか分かりませんが、もし金額審議を行うのであれば、県内の製造業の実態がより正確に反映した議論が出来るような労働組合の有無や企業規模にかかわらず中小零細企業を含めた賃金改定率が分かるようなデータがあれば資料として審議の判断材料として我々にとってはありがたいと思っておりまして、難しい面もあるとは思いますが、資料として提供していただければと要請させていただきます。

以上を持ちまして我々使用者側の見解といたします。

○三上部会長

ありがとうございます。

それでは、労働者側お願いします。

○圓行委員

労働者側の見解につきましては、これまで金額審議を重ねてきましたが、一貫して労働者側としては労働組合での賃金回答率を元に検討してきました。その考えは、未組織労働者への波及、物価上昇への対応などです。特に未組織労働者におかれては、特定最低賃金近傍で働く方が主でありワーキングプアと呼ばれる年収 200 万円台であります。そのような考えのもと、金額審議に臨み労使双方の歩み寄りも大切であると考え議論を重ねてきました。

しかし、双方の見解や認識のずれもあり、労働者側としては最大限歩み寄りを行いましたが、公益にお示しいただいた金額では賛成するのは難しいと判断いたします。

以上でございます。

○三上部会長

ありがとうございます。

７月 13 日の本審において、専門部会が全会一致で決議した場合は、最低賃金審議会令第６条第５項を適用することを議決しています。

従いまして、公益委員案を全会一致により議決していただけなかった場合には、答申を行うことは出来ませんので、改めて、10 月１日に予定している本審において審議、答申していただくことになります。こういうことを踏まえたうえで、使用者側は公益委員案に同意していただくというお考えで、労働者側は残念ですが同意出来ないというお考えでした。

では、採決を採るということにしたいと思います。よろしいですね

○労使委員

はい。

○三上部会長

公益委員案は、

引上げ額 51 円の時間額 1,231 円

効力発生日は令和８年 12 月１日

です。

この公益委員案の金額の理由については、先程述べたとおりです。

それでは、この公益委員案について、採決を取りたいと思います。

なお、採決は部会長を除く委員の挙手をもって行います。同数の場合は部会長の意見で決定します。

では、兵庫県鉄鋼業の最低賃金の改正について、公益委員案の

時間額 1,231 円、引上げ額 51 円

効力発生日は令和８年 12 月１日

に反対の方は挙手をお願いします。

（労働者側委員３名挙手）

○三上部会長
３名ですね。
続きまして、この公益委員案に賛成の方は挙手をお願いします。

（公益委員２名、使用者側委員３名挙手）

○三上部会長
５名ですね。
公益委員案につきましては、委員８名中、賛成５名、反対３名という結果ですので、公益委員案について過半数の賛同をいただきましたので、今回、この専門部会での結論は公益委員案により部会報告を行うことになります。
また、この金額には反対の方がいらっしゃいますので、全会一致に至らなかった、ということになります。
では、事務局において、この内容で報告書案を作成してください。

○安積賃金室長
それでは、準備をいたしますので、しばらくお待ちください。

（事務局報告書案を作成後、部会長に確認のうえ、各委員に配布）

○三上部会長
では、報告書案の確認をしたいと思いますので、事務局において報告書案を読み上げてください。

○下風賃金指導官
案
令和８年９月 29 日
兵庫地方最低賃金審議会会長　山口隆英殿
兵庫地方最低賃金審議会　兵庫県鉄鋼業最低賃金専門部会　部会長　三上喜美男
兵庫県鉄鋼業最低賃金の改正決定に関する報告書
当専門部会は、令和８年７月 13 日兵庫地方最低賃金審議会において付託された兵庫県鉄鋼業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を進めた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。
なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。
記
公益代表委員　　坂本知可　高階利徳　三上喜美男

労働者代表委員　圓行弘幸　藤田修平　村上憲治
使用者代表委員　井上文男　篠田　兼　吉川和宏
別紙
兵庫県鉄鋼業最低賃金
１　適用する地域　兵庫県の区域
２　適用する使用者　前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
（１）鉄鋼業
（２）純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が（１）に掲げる産業に分類されるものに限る。
３　適用する労働者　前号の使用者に使用される労働者。ただし次に掲げる者を除く。
（１）18 歳未満又は 65 歳以上の者
（２）雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの
（３）次に掲げる業務に主として従事する者
イ　清掃、片付け又は賄いの業務
ロ　軽易な運搬の業務
４　前号の労働者に係る最低賃金額　１時間 1,231 円
５　この最低賃金において賃金に参入しないもの　精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
６　効力発生の日　令和８年 12 月１日
以上です。

○三上部会長
ただ今読み上げていただいた、報告書案の内容でよろしいですか。

○各委員
異議なし。

○三上部会長
それでは、報告書案から案を消したものを正式な報告書とします。
今回、当専門部会においては残念ながら、全会一致に至りませんでしたが、兵庫県鉄鋼業最低賃金の改正について、部会報告をまとめることができました。
この結果につきましては、この後の本審において報告を行い、そこで審議、答申が行われることとなります。
議題（１）の改正決定の審議については以上となります。
委員の皆様、大変お疲れ様でした。
では、続いて、議題(2)「その他」ですが、事務局から、何か説明事項等ありますか。

○安積賃金室長

はい。委員の皆様、本日、兵庫県鉄鋼業の最低賃金につきまして、部会報告を取りまとめていただき、有難うございました。

残念ながら、全会一致には至りませんでしたが、今年は大変厳しい状況の中、皆様が真摯に御審議いただきましたことに深く感謝申し上げます。

なお、本日、取りまとめていただきました報告につきましては、10月1日開催の本審の場において、報告、審議を行っていただく予定となっております。

また、改正の決定後は、事務局といたしましても速やかに県内に幅広く広報活動を行い、改正金額の周知及び履行確保に努めていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上となります。

○三上部会長

本日の審議は以上となります。

それでは、これをもって、今年の兵庫県鉄鋼業最低賃金専門部会は終了といたします。

皆様、お疲れ様でした。

○各委員

お疲れ様でした。

三上　喜美男

圓行　弘幸

吉川　和宏